

輸出関連規制に関する非該当製品リスト

【判定項目】

輸出貿易管理令別表第1、別表第2
米国輸出管理法 再輸出規制(EAR)

令和 6年 2月 1日施行の政省令等対応

本リストはESDサプレッサ(弊社製品)について令和 6年2月1日施行の「輸出貿易管理令」別表第1第1項から第15項、別表第2、及び「米国輸出管理法」再輸出規制に基づき判定した「非該当」もしくは「対象外」の弊社製品です。

輸出に関与される方々の輸出管理関連資料として、また御社内の管理用としてご利用ください。

なお、本リストの情報は予告なく変更される場合がありますので、都度ご確認くださいようお願いいたします。

弊社製品は全て、「輸出貿易管理令」別表第1の第16項で規制される製品です。キャッチオール規制の許可取得要件(客観要件、インフォーム要件)に該当する場合は、事前に経済産業大臣の許可が必要です。

■該非判定の通知書

本リストに記載されていない弊社製品についての「該非判定通知書」をご要望の場合は、貴社担当の営業にお問い合わせください。

確認後、「該非判定通知書」を発行いたします。

パナソニック インダストリー株式会社
デバイスソリューション事業部
輸出管理担当部門

判定日: 2024年2月1日

「2024年9月8日法令改正」において、

本リストに掲載された品目・品番の該非判定等に変更はございません。

パナソニックインダストリー株式会社 デバイスソリューション事業部
輸出管理担当部門

製品区分		輸出関連規制の判定							
製品品目の名称	弊社品番 (x は英数字)	輸出貿易管理令別表第1				輸出貿易管理令別表第2		EAR規制リスト	
		第1項から第15項		第16項		該非判定	判定項番	ECCN	判定理由
		該非判定	判定項番	該非判定	判定理由				
ESDサプレッサ NON-LINEAR RESISTOR FOR ESD SUPPRESSOR	EZAEG1A50AC	対象外	対象項番なし	該当	関税率法別表 第85類	対象外	対象項番なし	対象外	米国原産部品および米国規制技術を使用して製造した製品ではありません
	EZAEG2A50AX	対象外	対象項番なし						
	EZAEG3A50AV	対象外	対象項番なし						
	EZAEG2N50AX	対象外	対象項番なし						
	EZAEG1N50AC	対象外	対象項番なし						
EZAEG3W11AV	対象外	対象項番なし							
ESDサプレッサアレイ NON-LINEAR RESISTOR NETWORK FOR ESD SUPPRESSOR	EZAEGCA50AV	対象外	対象項番なし		HSコード 8533.40				